

桑名市中心市街地活性化協議会 規約

第Ⅰ章 設置・名称・事務所

(協議会の設置)

第1条 桑名商工会議所及び株式会社まちづくり桑名は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、桑名市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(公告の方法)

第3条 協議会の公告は、桑名市及び桑名商工会議所の広報等への掲載の他、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、桑名市中心市街地の区域内に置く。

第Ⅱ章 目的と活動

(目的)

第5条 協議会は、桑名市中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、桑名市、民間事業者が作成する計画について協議し、推進することによって、桑名市の発展及び秩序ある整備をはかり、市民生活及び経済の向上に寄与することを目的とする。

(活動)

第6条 協議会は、第4条の目的達成のため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

ア 桑名市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画の実施・変更に関し必要な事項についての意見提出

イ 桑名市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

ウ 桑名市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換

エ 桑名市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施

オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換

カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信（関係団体ホームページ並びに会報に掲示）

キ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

- (2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること。
 - ア 市街地整備改善事業に関すること。
 - イ 都市福利施設整備事業に関すること。
 - ウ 街なか居住促進事業に関すること。
 - エ 商業活性化事業に関すること。
 - オ アからエまでに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関すること。
- (3) その他中心市街地の活性化に関すること。
 - ア 各種組織、団体との交流
 - イ 関係情報の収集
 - ウ その他、目的達成のための必要な活動

第Ⅲ章 会員(組織)・委員等・事務局

(会員の種類)

第 7 条 協議会の会員は、次のものにより構成される。

- (1) 正会員
 - ア 株式会社まちづくり桑名（法第15条第1項第1号口）
 - イ 桑名商工会議所（法第15条第1項第2号イ）
 - ウ 桑名市中心市街地において、法第9条第2項第4号から第8号までに規定する事業を実施しようとする者（法第15条第4項第1号）
 - エ 桑名市の認定基本計画の実施に関し密接な関係を有する者（法第15条第4項第2号）
 - オ 上記以外で、中心市街地の活性化のため協議会が特に必要があると認め、協力を要請したもの（法第15条第8項）
- (2) 協力会員
 - ア 協議会の目的に賛同し、桑名市中心市街地の活性化に関する活動又は事業等を行う者で、正会員以外の者

(運営委員)

第 8 条 協議会の運営委員は、正会員の中から会長が委嘱する。

(監査役)

第 9 条 協議会の監査役は、正会員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

(入会)

第10条 正会員又は協力会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、運営会議の承認を得なければならない。

(会費)

第11条 会員は、本規定において定めるところにより、会費を納入しなければならない。
2 会費については、別途定める。

(退会)

第12条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営会議において運営委員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき
(2) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立趣旨に反する行為をしたとき

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う運営会議において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第14条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(役員)

第15条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
(2) 副会長 2名
(3) 運営委員 20名以内
(4) 監査役 1名

2 会長、副会長は、正会員の中から選出し、総会において選任する。
3 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(職務)

第16条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
3 運営委員は、運営会議を構成し、協議会の運営のための活動を行う。
4 監査役は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(タウンマネージャー)

第17条 協議会には、協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを置くことができる。

2 タウンマネージャーは、運営会議の審議を経て、会長が委嘱する。
3 タウンマネージャーの任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(タウンマネージャーの責務)

第18条 タウンマネージャーは、次の責務を負う。

(1) 認定基本計画の実現に向けた意見調整等の活動を行う。

- (2) 認定特定民間中心市街地活性化事業計画の作成、実施のための各種支援を行う。
- (3) その他中心市街地の活性化に関し必要な活動を行う。

(アドバイザー及びオブザーバー)

第19条 協議会の協議・検討に必要な事項について助言を得るため、専門家等のアドバイザーを置くことができる。

2 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第20条 協議会の事務を処理するために、株式会社まちづくり桑名内に事務局を置く。

第IV章 会議

(会議の種類)

第21条 会議の種類は次のとおりとする。

- (1) 運営会議
- (2) 個別プロジェクト検討会議
- (3) 総会

(運営会議)

第22条 運営会議は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえでの連絡調整、タウンマネージャーの選出、入会申込者の承認、個別プロジェクト検討会議の内容協議、その他協議会が必要と認める事項を審議し議決する。

- 2 運営会議は、運営委員をもって構成する。
- 3 運営会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 運営会議は、運営委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 運営会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 協議会の目的を実行するため、運営会議にワーキンググループを設置することができる。
 - (1) ワーキンググループは、毎年度の活動計画に沿って実行する。
 - (2) ワーキンググループは、毎年度の活動状況を運営会議に報告する。
- 7 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、運営会議に関係者の出席を求めることができる。

(個別プロジェクト検討会議)

第23条 個別プロジェクト検討会議は、基本計画記載事業又は基本計画への記載を予定する事業について、事業提案者、事業者、地権者等の関係者及び運営委員が出席し、事業ごとに、適宜開催する。事業推進のための課題、又は事業化を目指すうえでの課題等について審議する。

2 個別プロジェクト検討会議は、会長が招集し、会長、副会長、運営委員又はタウンマネージャーが議長となる。

(総会)

第24条 総会は、正会員、協力会員の参加により年1回または2回開催する。活動報告及び収支決算報告、活動計画及び収支予算、規約の改正、新規事業の説明、監査報告、意見交換等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを聞くことができない。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、法人又は団体会員の議決権は一法人又は一団体につき一つとする。

第V章 会計

(会計年度)

第25条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第26条 協議会の収入は、会費、寄附金及び交付金等による。

- 2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費、その他運営に要する経費とする。

第VI章 解散

(解散)

第27条 運営会議の議決に基づいて解散する場合は、運営委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときにある残余財産は、運営会議の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

<附則>

- 1 本規約は、平成19年11月21日より施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、平成20年3月31日までとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、総会の承認を得て別に定める。
- 4 第1回総会までの間の会長については、桑名商工会議所副会頭 松平 龍太郎がこれにあたる。